23福介送第258号

令和５年５月18日

事業者　各位

江戸川区福祉部介護保険課長

安田　健二

江戸川区介護の担い手研修受講修了者受入可能事業所の募集について（依頼）

日頃より、江戸川区の介護保険事業に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

江戸川区では、従事者・ボランティア等として介護を支える人材のすそ野を広げることを目的として、江戸川区介護の担い手研修および介護の担い手ステップアップ研修を実施しております。

また、両研修の最終日に「相談会」を実施し、介護人材を求める事業所と活躍の場を求める担い手との「つなぎの機会」としております。相談会では、事業者から想定される仕事内容や介護現場のイメージなどの説明、さらには個別相談を予定しております。

つきましては、担い手研修修了者の受入を希望する、あるいは相談会にご協力いただける事業所を下記のとおり募集いたしますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

記

１　応募方法

　　江戸川区介護保険課ホームページまたはケア倶楽部に掲載されているリンク先（キントーン）のページ「江戸川区介護の担い手研修受講修了者受入可能事業所申請書」にて御応募ください。

[リンクはこちら](https://9958817c.form.kintoneapp.com/public/6c9bbf6b9fbf1ef0e05ece991cf115d4c9818c4bdea132ed81b4b4d39a81cba0)

※キントーンが利用できない場合は、江戸川区介護保険課ホームページに申請書類を掲載していますので、下記問い合わせ先までFAXしてください。

２　応募締め切り

　　第１回締切日　令和５年６月29日（木）

第２回締切日　令和５年９月５日（火）

　　第３回締切日　令和５年１２月13日（水）

３　その他

1. 介護の担い手研修修了者は江戸川区の指定を受けた訪問型サービス（緩和型）および通所型サービス（緩和型）の従事者の要件を満たします。※訪問型サービス（緩和型）は生活援助のみ
2. 介護の担い手ステップアップ研修修了者は国の介護資格研修（介護職員初任者研修および生活援助従事者研修）の一部課程が免除される場合があります。
3. 介護の従事者としての資質・キャリア等は修了者によって一律ではありません。初心者の方も多くいらっしゃいますので、面談等を通じて適性や修了者の希望等を確認するとともに、その後の育成・フォローアップをしつつ、従事・活動をしていただくようお願いします。
4. 江戸川区介護保険課ホームページおよびケア倶楽部に本研修の内容について参考資料を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

【問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係

担当　石井・中條

電話　03-5662-0032　FAX　03-5663-5172